

滋賀県都市農村交流体験施設等登録制度運用要領

滋 地 資 第 1 7 号

平成 30 年 (2018 年) 3 月 12 日

第 1 目的

滋賀県内の農山漁村地域の活性化に寄与する都市農村交流を推進するため、地域ならではの生活体験や農林漁業体験、食農体験などを通じて都市等と農山漁村地域の人々が交流できる都市農村交流体験施設等（以下、「体験施設」という。）の登録制度の運用に関し、必要な事項を定める。

第 2 要件

登録する体験施設は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 体験を通じて都市等と農山漁村地域の交流を促す取組を実施していること。なお、体験を通じた都市等と農山漁村地域の交流には、グリーンツーリズムや農泊に関する取組を含むものとする。
- (2) 地域資源を有効に活用した取組を提供していること。
- (3) 農山漁村地域の活性化に資する取組を実施しており、継続した受入体制が整っていること。
- (4) 農林漁業者もしくは農林漁業者が組織する団体が運営するものであること。ただし、農山漁村地域の食、歴史、文化、生活、自然、農林漁業の体験を提供する施設の場合はこの限りでない。

第 3 登録

- 1 体験施設の登録を希望する個人または団体（以下、「申請者」という。）は、別記様式第 1 の登録申請書を作成し、滋賀県農政水産部農村振興課長（以下、「農村振興課長」という。）に提出するものとする。
- 2 農村振興課長は、1 により提出のあった登録申請書について、登録することが適当であると認めるときは、登録を承認し、その旨を申請者に別記様式第 2 の登録承認通知書により通知するものとする。
- 3 体験施設が登録された申請者（以下、「体験施設登録者」という。）は、登録内容に変更がある場合には、農村振興課長に別記様式第 3 の変更届出書により速やかに届出するものとする。
- 4 農村振興課長は、2 の登録の承認および 3 の変更の受理を行うにあたり、申請者に対する聞き取りや現地調査等を行い、第 2 の要件を満たしていることを確認できるものとする。
- 5 農村振興課長は、1 および 3 の内容について、登録することが不相当であると認めるときは、登録を不承認とし、その旨を申請者に別記様式第 4 の登録不承認通知書により通知するものとする。

- 6 農村振興課長は、滋賀県個人情報保護条例に基づき、個人情報の保護に関し必要な措置を講じるものとする。
- 7 登録料は無料とする。ただし、申請等にかかる経費は、申請者の負担とする。

第4 登録情報の発信

農村振興課長は、第3により登録した体験施設のうち県による情報発信に同意した体験施設に関する事項を、農村振興課が運営する滋賀県都市農村交流体験施設等情報発信ホームページ「グリーンツーリズム滋賀（以下、「グリーンツーリズム滋賀」という。）および農村振興課が不定期に発行する情報誌ならびにその他各種媒体（以下、「グリーンツーリズム滋賀等」という。）を通じて、県民および都市住民等に積極的に情報発信するものとする。

第5 研修会等の実施

- 1 農村振興課長は、体験施設登録者に対し、体験施設を活用した観光等との連携および体験内容の高度化や充実に係る研修会を実施するものとする。
- 2 農村振興課長は、体験施設登録者に対し、1のほか体験施設に関連する情報の提供、指導、助言に努めるものとする。

第6 登録の更新

- 1 農村振興課長は、毎年度2月を目処に、別記様式第5の更新確認書により、体験施設登録者に翌年度の登録更新および登録内容の確認を行うものとする。
- 2 1による確認があったときは、体験施設登録者は別記様式第6の更新回答書により、農村振興課長が別に定める期日までに農村振興課長に回答するものとする。

第7 登録の取消

- 1 体験施設登録者は、登録を取り消す場合は、別記様式第7の登録取消届出書により届出するものとする。
- 2 農村振興課長は、1による登録取消の届出があったときは、その登録を取り消すものとする。
- 3 農村振興課長は、体験施設登録者が次のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができるものとする。
 - (1) 法令等に違反もしくは公序良俗に反する行為があったとき
 - (2) 宗教的もしくは政治的な行為があったとき
 - (3) 人権侵害や青少年の健全育成にとって有害となる行為があったとき
 - (4) 体験者もしくは地域住民等に対して不快の念または危害を及ぼす行為があったとき
 - (5) 内容および責任の所在が不明確となったとき
 - (6) 第6の2について、期日までに回答がなかったとき
 - (7) その他、農村振興課長が不適当と認める行為があったとき
- 4 農村振興課長は、2により登録を取り消したときは、体験施設登録者に対して別記様式第8の登録取消通知書により通知するものとする。

- 5 農村振興課長は、登録を取り消した場合、第4の登録情報の発信を中止するものとする。

第8 報告

体験施設登録者は、農村振興課長から求めがあった場合は、体験施設の活動状況等を報告しなければならない。

第9 免責事項

- 1 農村振興課長は、グリーンツーリズム滋賀の使用および閲覧によって生じたいかなる損害にも責任を負わないものとする。
- 2 農村振興課長は、グリーンツーリズム滋賀を装ったウェブサイトによって生じたいかなる損害にも責任を負わないものとする。
- 3 農村振興課長は、グリーンツーリズム滋賀に掲載している情報については、予告なく変更、修正、削除、中断することができるものとする。
- 4 農村振興課長は、グリーンツーリズム滋賀における各種情報の提供またはその遅滞、変更、中断、中止、停止もしくは廃止、その他グリーンツーリズム滋賀に関連して発生した利用者または第三者の損害について、一切の責任を負わないものとする。
- 5 農村振興課長は、グリーンツーリズム滋賀からリンクしている他のウェブサイトに含まれている情報およびサービス等については、一切の責任を負わないものとする。
- 6 第三者が作成したウェブサイト等からグリーンツーリズム滋賀へリンクしている場合、農村振興課長はリンク元のウェブサイトに含まれている情報、サービス等については、一切の責任を負わないものとする。
- 7 農村振興課長は、グリーンツーリズム滋賀等に掲載する情報を利用して行う旅行等の実施にあたり発生した利用者または第三者の損害について、一切の責任を負わないものとする。

第10 事務局

- 1 本要領に係る事務は、滋賀県農政水産部農村振興課において処理する。
- 2 各農業農村振興事務所田園振興課は、1の事務を補助するものとする。

第11 雑則

この要領に定めるもののほか、この要領の施行について必要な事項は農村振興課長が別に定める。

附 則

この要領は平成30年3月12日から施行する。

この要領は令和2年6月12日から施行する。

この要領は令和3年4月1日から施行する。